

耐震化促進のための施策の拡充を求める意見書

昨年10月震度7を観測した新潟県中越地震や、今年3月震度6弱を観測した福岡県西方沖地震、さらに8月に発生した宮城県沖地震など大地震が相次いで発生し多大な被害をもたらしている。また、これまで大地震の可能性が低いとされていた地域においても直下型地震が発生しており、日本国内いつでも同様の地震災害の危険性があると指摘されている。

地震災害から国民の生命、財産を守るための防災対策は喫緊の課題であり、中でも住宅や建築物の耐震化は重要な課題である。

本年6月、国土交通省の「住宅・建築物の地震防災推進会議」では今後10年間で耐震化率を90%までに引き上げる数値目標と達成に向けた促進策を提示した。

よって、国会及び政府においては、耐震化を今後一層促進するため、下記施策について早急に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 耐震診断、耐震改修に対する補助制度を拡充すること。
- 2 地域住宅交付金制度が民間住宅の耐震改修に一層活用されるよう図るとともに、耐震改修に係る税額控除制度など、税の優遇措置を創設すること。
- 3 耐震診断や改修を徹底させるため、耐震改修促進法に関する制度の充実、強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成17年(2005年)10月27日

札幌市議会

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、国土交通大臣

(提出者) 全議員